

【特定事業所集中減算留意事項】

<届出の対象となるサービス>

訪問介護
通所介護
福祉用具貸与
地域密着型通所介護

<判定期間等>

	判定期間	書類の提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日	3月15日	4月1日から9月30日まで

<書類の作成等>

指定居宅介護支援事業所は、毎年度2回、特定事業所集中減算算定に係る書類を作成する
必要があり、当該書類を2年間保存しなければならない。

当該算定の結果、80%を超えた場合は、保険者へ当該書類等により届出なければならない
（「正当な理由」に該当する場合であっても必要）。

<正当な理由>

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - (1) 訪問介護サービス等のサービスごとでみた場合に、利用者の80%以上が特定の地域（日常生活圏域）の事業所に集中していて、その特定の地域の当該サービス事業所数が5事業所未満である場合
 - (2) 外部サービスを利用する特定施設入居者生活介護の入居者のみにサービス提供している事業所を除いた事業所数が5事業所未満である場合
 - (3) サテライト事業所については、事業所としてカウントしない。
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合
- 6 その他正当な理由と保険者が認める場合
保険者に協議をする場合は、協議書（任意様式）を提出のこと。

（裏面あり）

＜通所介護及び地域密着型通所介護の取扱い＞

平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして「地域密着型通所介護」が加わったこと(※1、※2参照)に伴い、次のとおり取扱いが厚生労働省より示され、平成30年4月1日以降に作成した居宅サービス計画についても、地域密着型通所介護を通所介護に含んで算出しても差し支えないとされています。

この場合、次のとおりの手順で算出してください。

〔通所介護と地域密着型通所介護の取扱い方法〕

- 1 原則として、通所介護と地域密着型通所介護それぞれにおいて計画数の算定を行う。
シート1（通常・合算前）で算定を行った結果、
80%を超えない事業所 ⇒ 終了（保険者への届出は不要）
80%を超える事業所 ⇒ 2の取扱いへ（合算の算定を選択する場合）
※合算の算定を選択しない場合は、3に記載する届出書を提出してください。
- 2 1で算定を行った結果が80%を超える場合で、通所介護と地域密着型通所介護の合算の算定をする選択をした場合は、合算したもので再度計画数の算定を行う。
チェックシート兼届出書（シート2）の通所介護の項目欄に、地域密着型通所介護の計画数が含まれているかを確認する項目がありますので、「はい」に○をすること。
シート2（通所介護等合算後）で算定を行った結果、
80%を超えない事業所 ⇒ 減算の適用なし（届出不要）
80%を超える事業所 ⇒ 減算の適用あり
- 3 1で算定の結果80%を超えたが合算の選択しない場合、または上記2の算定での結果でも80%を超える場合は、次の届出書等の提出が必要になります。
 - ① 1の算定で通所介護と地域密着型通所介護の合算無し（それぞれの項目で判定）を選択した場合
 - ア 特定事業所集中減算チェックシート兼届出書（通常・合算前） 1部
 - イ 加算区分が変わる場合は、次の書類も提出すること
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）
 - ② 2の算定で、通所介護と地域密着型通所介護の計画数の合算をしたが、算定の結果80%を超える場合
 - ア 特定事業所集中減算チェックシート兼届出書（通常・合算前） 1部
 - イ 特定事業所集中減算チェックシート兼届出書（通所介護等合算後） 1部
 - ウ 加算区分が変わる場合は、次の書類も提出してください。
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）

【参考資料】

※1 介護保険最新情報Vol. 553（平成28年5月30日厚生労働省老健局）より抜粋

平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所

介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最も紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

※2 介護保険最新情報Vol. 629（平成30年3月22日厚生労働省老健局、Q & A）より抜粋
問135 平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて※1」において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。 ⇒（回答）貴見のとおりである。